

B 市場区分の変更申請に係る提出書類等(内国株券)

1 市場区分の変更申請に係る提出書類一覧（内国株券）

B

（1）市場区分の変更申請に伴う提出書類（内国株券）

（提出に際しての留意点）

- （1）当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電子データによりご提出ください。
- （2）上場申請時には、提出資料一覧を書面でご提出ください。
- （3）後述の提出書類等の表に記載されている部数は、書面でご提出いただく際の部数です。電子データでご提出いただく場合には、1ファイルのご提出でかまいません。

（記号表記・規程の記載について）

※	東証所定の様式に基づきご提出いただきます。様式は「2 新規上場申請にあたっての提出書類の様式」をご覧ください。
◎	元引受（幹事）証券会社にご提出いただきます。
(写)	原本の写しをご提出いただきます。
◆	予備申請の際にご提出いただく書類です。
◇	予備申請の際にご提出いただきますが、ドラフト・未確定版でも結構です。
■	書面でご提出いただく書類です。
▼	提出後、基準事業年度が変更となる場合に更新が必要となる書類です。
規程	有価証券上場規程
規則	有価証券上場規程施行規則
ガイドライン	上場審査等に関するガイドライン

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
全ての申請会社にご提出いただく書類				
市場区分の変更申請日	市場区分の変更場申請書※ ◆■	予備申請の際は市場区分の変更予備申請書※	1部	規程第306条④
〃	市場区分の変更申請決議に係る取締役会議事録（写）		1部	規則第204条①（1） 規則第308条②（3）b
〃	市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部） ◇▼		1部	規程第306条⑤ 規則第204条①（4） bの2 規則第308条④（3）
〃	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書※◆■	添付書類を含む。	1部	規則第204条①（5） 規則第308条②（3）b
〃	上場適格性調査に関する報告書※◎■	添付書類を含む。 承認までの提出で可。	1部	規則第231条①（3） 規則第308条②（3）c
〃	諸規則集（写）◆	株式事務取扱規程（写）を含む。	1部	規則第204条①（8） 規則第308条②（3）b
〃	主要な事業活動の前提となる事項に係る書面◆		1部	規則第204条①（10） 規則第308条②（3）b
〃	株券等の分布状況表※◇	市場区分の変更前の公募・売出し又は数量制限付分売により株主数や流通株式に関する基準を充足する予定である場合は不要。	1部	規則第204条①（19） 規則第308条②（3）b
〃	市場区分の変更申請に係る宣誓書※◆■		1部	規程第306条④
〃	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料◆▼		1部	規則第231条①（4） 規則第308条②（3）c
〃	最近1年間及び申請事業年度の取締役会議事録（写）◆		1部	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料 4.（2）a

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
〃	最近1年間及び申請事業年度の監査役会（監査委員会、監査等委員会）議事録（写）◆		1部	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料 4.(2)b
〃	最近1年間及び申請事業年度の監査計画の立案から実施、報告等に至るまでの一連の監査役監査（監査委員会監査、監査等委員会監査）資料（写）◆		1部	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料 4.(2)c
〃	最近1年間及び申請事業年度の内部監査計画の立案から実施、報告及び改善等に至るまでの一連の内部監査資料（写）◆		1部	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料 4.(2)d
〃	最近1年間の法人税申告書及び添付の勘定科目内訳明細書（写）◆		1部	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料 4.(2)e
〃	申請事業年度の月次業績管理資料（写）◆		1部	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料 4.(2)f
〃	申請事業年度に係る年度予算計画書、中期経営計画書（計画策定に際して使用した一連の社内資料（写）を含む。）		1部	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料 4.(2)g
〃	経営上の重要な契約（写）◆		1部	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料 4.(2)h
〃	基準事業年度末時点及び申請事業年度において、申請会社又は子会社の資産が担保に供されている場合、締結されている契約（写）又は該当する資産の一覧表（写）◆		1部	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料 4.(2)i
〃	製・商品及びサービスについてのカタログ、パンフレット等◆		1部	市場区分の変更申請者に係る各種説明資料 4.(2)j

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
〃	独立役員届出書のドラフト ※◆		1部	市場区分の変更申請者に 係る各種説明資料 4.(2)k
〃	コーポレート・ガバナンスに 関する報告書ドラフト※◆		1部	市場区分の変更申請者に 係る各種説明資料 4.(2)l
〃	各種説明資料の記載項目に ついて2.(3)「適時開示資料 等の管理状況」に記載した対 応を文書化した資料(社内規 程・マニュアル等)◆		1部	市場区分の変更申請者に 係る各種説明資料 4.(2)m
〃	申請日以前の最近3回分の重 要な会議体(経営会議、コン プライアンス会議、リスク管 理委員会等)毎の議事録(写) ◆		1部	市場区分の変更申請者に 係る各種説明資料 4.(2)n
〃	最近1年間に終了する事業 年度の内部統制報告書(写)		1部	市場区分の変更申請者に 係る各種説明資料 4.(2)o
〃	事業計画及び成長可能性に 関する事項について記載し た書面◆	ドラフトで可	1部	規則第231条①(8) 規則第308条②(3)c
〃	最近2事業年度の連結子会 社に関する決算報告書◇		1部	規則第231条①(5) 規則第308条②(3)c
市場区分の 変更承認ま で	上場適格性調査に関する報 告書※◎■	添付書類を含む。	1部	規則第231条①(3) 規則第308条②(3)c
〃	時価総額算定書		1部	規程第217条(2)b 規程第308条③
市場区分の 変更日	事業計画及び成長可能性に 関する事項	TDnet を通じて開 示。	1部	規則第408条

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
申請会社が指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社である場合				
市場区分の変更申請日	【指名委員会等設置会社の場合】 会社法第416条第4項に規定する取締役会の決議（業務の決定に関する執行役への委任事項）の内容を証する書面		1部	規則第204条①（24） 規則第308条②（3）b
〃	【監査等委員会設置会社の場合】 会社法第399条の13第5項に規定する取締役会の決議（業務の決定に関する取締役への委任事項）の内容を証する書面		1部	規則第204条①（25） 規則第308条②（3）b
非上場の親会社等を有している場合				
市場区分の変更申請日	親会社等の適時開示等に係る確約書		1部	ガイドラインⅦ（3）

公募売出し等に係る提出書類

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
全ての申請会社にご提出いただく書類				
市場区分の変更申請後遅滞なく	公募又は売出予定書※◎■		1部	規程第308条③ 規則第212条①（6）a（a） 規則第239条①
価格決定後直ちに	時価総額算定書		1部	規程第217条（2）b 規程第308条③
公募等の申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除く。）の日まで	公募又は売出実施通知書※◎■		1部	規程第308条③ 規則第212条①（6）a（c） 規則第239条①

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
非取引参加者証券会社、外国証券業者が元引受契約等を締結する場合				
契約後遅滞なく	（非取引参加者が元引受契約等を締結する場合の）契約書（写）※		1部	規程第308条③ 規則第212条①（6）c 規則第239条①
流通株式の定義に係る経過措置（国内の普通銀行、保険会社、事業法人等の所有する株式に係る例外）を適用する場合				
市場区分の変更申請日	最近5年間に於いて提出された大量保有報告書、変更報告書又は訂正報告書（該当株主の所有目的（純投資）及び売買の状況が確認できるもの）又は 保有状況報告書（写）※◇	上場前の公募・売出し又は数量制限付分売を行う場合は、「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」と同時の提出も可（その場合、申請日にドラフトの提出を要する）。	1部	規則付則第2条 （2021年4月30日公表）

2 市場区分の変更申請にあたっての提出書類の様式（内国株券）等

市場区分の変更申請専用の提出書類の様式及び市場区分の変更申請者に係る各種説明資料の記載項目については、以下の東証ホームページをご参照ください。

(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/documents/00-05.html>)

その他の提出書類は新規上場申請と共通の様式ですので、以下の東証ホームページをご参照ください。

(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/documents/00-03.html>)